参議院長野県選出議員補欠選挙

●選挙管理委員会事務局（東庁舎４階　☎34−3000（内線1221・1222）Fax39−1160）

投票日　４月25日(日)　告示日４月８日(木)

【市ホームページ】

投票できる方

松本市の選挙人名簿に登録され、投票日当日に選挙権を有する次の方が投票できます。

- 日本国民の方
- 18歳以上（平成15（2003）年４月26日以前に出生）の方
- 令和３年１月７日以前から引き続き松本市に住民登録のある方
  （令和３年１月７日までに転入届出をされた方）

【市内で転居された方】

市内で住所を移動し、３月25日(木)までに、転居届を市へ提出した方は、新住所の投票所で投票できます。それ以降に提出した方は、旧住所の投票所での投票になります。

【松本市に転入された方】

令和３年１月８日以降に転入の届出をされた方は、松本市では投票できません。ただし、長野県内の他市町村から転入された方は、前住所地で投票できる場合があります。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

【松本市外へ転出された方】

市外へ転出された場合でも、転出後４カ月間は松本市の選挙人名簿に登録が据え置かれ、新住所地で名簿登録されるまでは松本市で投票できます。詳細はお問い合わせください。

選挙のお知らせ（投票所入場券）

選挙のお知らせを各有権者の世帯主宛てに郵送します。１枚のはがきに６人分までの入場券が印刷されています。投票の際には各自で切り離してお持ちください。

なお、入場券を持参しなくても、選挙人名簿に登録があれば投票することができます。投票の際に係員にお申し出ください。

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、投票日当日２日前までに新聞折り込みでお届けします。

新聞折り込みで届かない世帯は、市役所・支所・出張所・農協・郵便局・大学などの窓口にも置いてありますのでご利用ください。郵送を希望される場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

投票日当日の投票所

市内には73の投票区（投票所）があります。投票所はお住まいの住所または町会により指定されますので、郵送された「投票所入場券」をご確認のうえ、投票所にお出かけください。

点字投票

目の不自由な方のための制度です。点字投票をご希望の方は、投票所で係員にお申し出ください。

代理投票（代理記載投票）

体の不自由な方などのための制度です。係員が補助者となり、投票する方の意思を代筆します。ご希望の方は、係員にお申し出ください。

福祉サービスの利用

高齢者や障害者などの方で、投票所へ行くことが困難な場合は、福祉サービスを利用して、投票に行くことができる場合があります。詳細は、サービス支援担当者にお尋ねください。

期日前投票のご利用を

投票日当日（４月25日）にご都合のつかない方は、期日前投票制度をご利用ください。

ご利用にあたっては、期日前投票所に備えてある「宣誓書兼請求書」の記入が必要です。

期日前投票所

期間	投票所	時間
４月９日㈮～24日㈯	松本市役所東庁舎４階	午前８時30分～午後８時
	なんぷくプラザ１階	
	長野県松本合同庁舎	
	松本バスターミナル **７階**	
４月22日㈭～24日㈯	松本市役所四賀支所	午前８時30分～午後７時
	松本市役所梓川支所	
	松本市役所波田支所	
	笹賀農村環境改善センター（笹賀公民館）	
４月22日㈭～24日㈯	松本市役所安曇支所	午前８時30分～午後６時
	奈川文化センター夢の森	

※松本バスターミナルは前回の「２階」から「７階」に変更

滞在地での不在者投票

選挙期間中に松本市に来ることができない場合は、不在者投票の制度を利用して投票できます。

① 松本市選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求　※ファクスや電子メールでの請求は不可
② 松本市選挙管理委員会から投票用紙など必要書類が届く
③ 滞在地の選挙管理委員会に送られた必要書類を持参し、不在者投票を行う

- 必要書類の請求に必要な「不在者投票宣誓書兼請求書」は市ホームページから印刷できます。
- 必要書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかります。お早めに請求してください。

病院や老人ホームでの不在者投票

不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。お早めに各施設へお問い合わせください。

郵便等投票の制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、表①に該当する方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

また、郵便等投票の制度が利用できる方のうち、表②に該当する方は、代理記載ができます。

なお、郵便等投票の制度を利用する場合は、選挙管理委員会へ事前に申請し、「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、お早めにご連絡ください。

表①

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	１級か２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	１級か３級
	免疫、肝臓機能	１級～３級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第２項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能	特別項症～第３項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護５

表②

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	１級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第２項症

投票所の新型コロナウイルス感染症対策

投票所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組みます。

- 投票管理者、投票立会人、投票所事務従事職員はマスクを着用
- 投票所（期日前投票所を含む）にアルコール消毒液を設置
- 投票所の換気、記載台・鉛筆等の消毒を定期的に実施

【感染症対策に関する有権者の皆さんへのお願い】

- マスク着用のご協力をお願いします。
- 投票所出入口での手指の消毒、来場前後の手洗い、うがいにご協力ください。
- 周りの人との距離を保つようお願いします。
- 黒鉛筆またはシャープペンシルを持参することができます（ボールペン・サインペン等はにじむため不可）。
- 混雑緩和のため、期日前投票を積極的にご利用ください。